

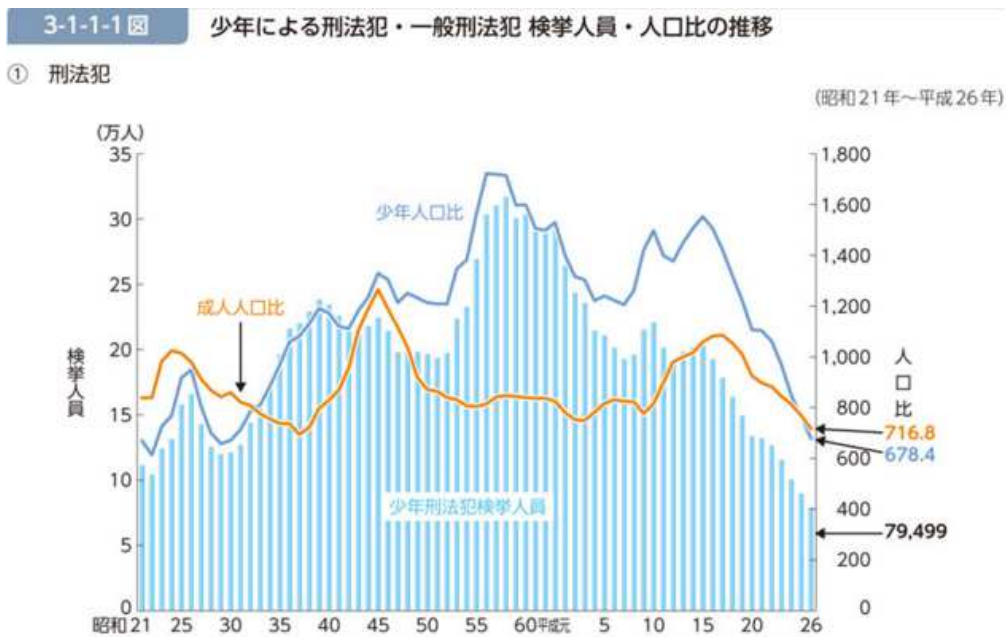
少年非行の概要（2015年版犯罪白書より）

2016年1月2日（作成）

1 少年刑法犯の検挙人員

少年非行の大部分は刑法に触れる行為をした場合である。そこで、少年非行の全体的な推移をみるために、少年刑法犯の検挙人員をまとめた図1をみよう。

図1（犯罪白書 2015 年版 3-1-1-1 図）少年刑法犯の検挙人員・人口比



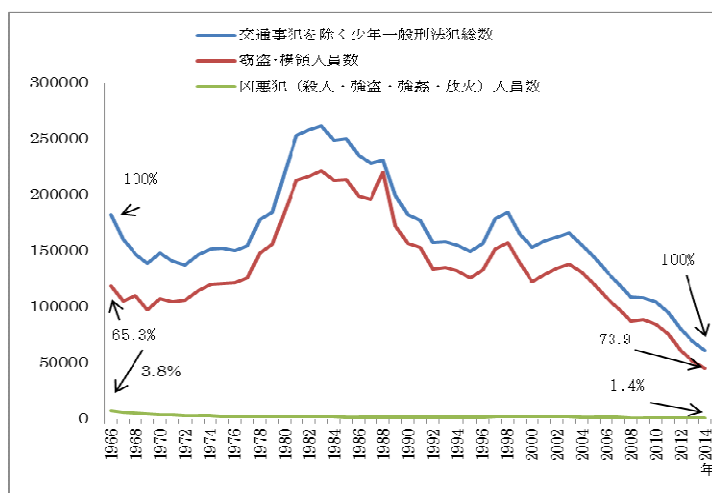
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 触法少年の補導人員を含む。
3 昭和45年以降は、自動車運転過失致死傷等による触法少年を除く。
4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれの刑法犯検挙人員である。

2 少年一般刑法犯（交通事犯を除く少年刑法犯）の内訳

・少年非行の大部分は窃盗・横領・少年非行の増減はその検挙人員で左右される

図2 少年一般刑法犯（交通事犯を除く少年刑法犯）の内訳（暦年の犯罪白書より作成）

【※凶悪犯＝殺人・強盗・強姦・放火（未遂含む）】

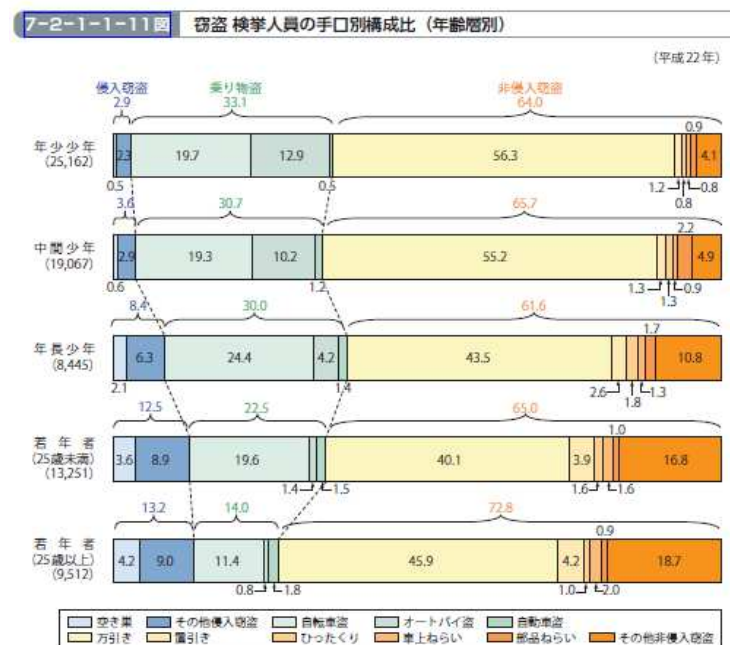


少年一般刑法犯に占める凶悪犯の割合は（1966 年 3.8%→2014 年 1.4%）である。少年一般刑法犯の検挙人員の 8 割弱は窃盗と横領（ほぼ占有離脱物横領）。

少年一般刑法犯検挙人員は、窃盗・横領の検挙人員数の増減で左右される。

図 3（犯罪白書（2011 年版 7-2-1-1-11 図）のように、窃盗犯の中心を占めているのは万引き・自転車盗・オートバイ盗。これらは警察官による街頭活動に大きく左右される。

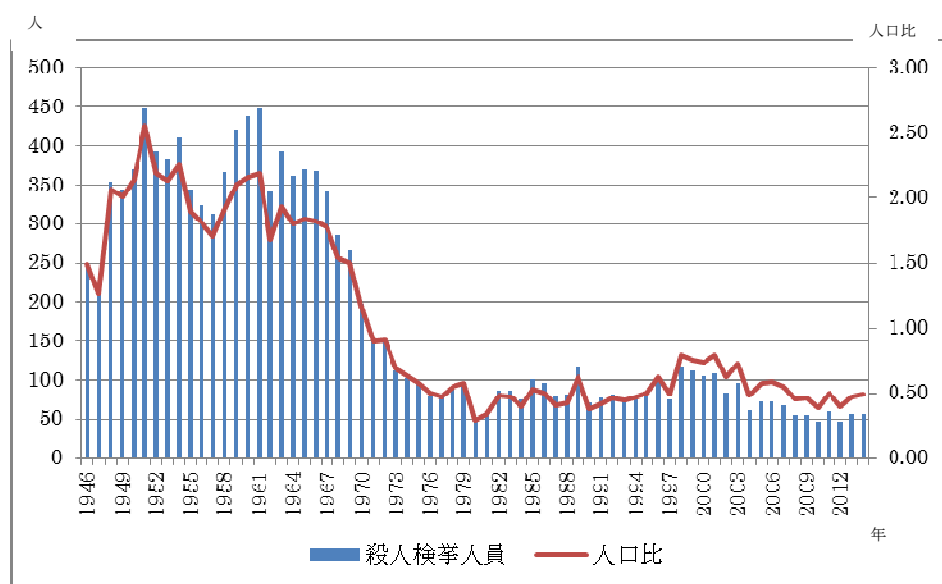
図 3



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

3 凶悪化はあるのか

図 4 殺人（未遂等含む）の検挙人員（暦年の犯罪白書より作成）・・人口比は 10 歳以上の少年 10 万人当たりの数値



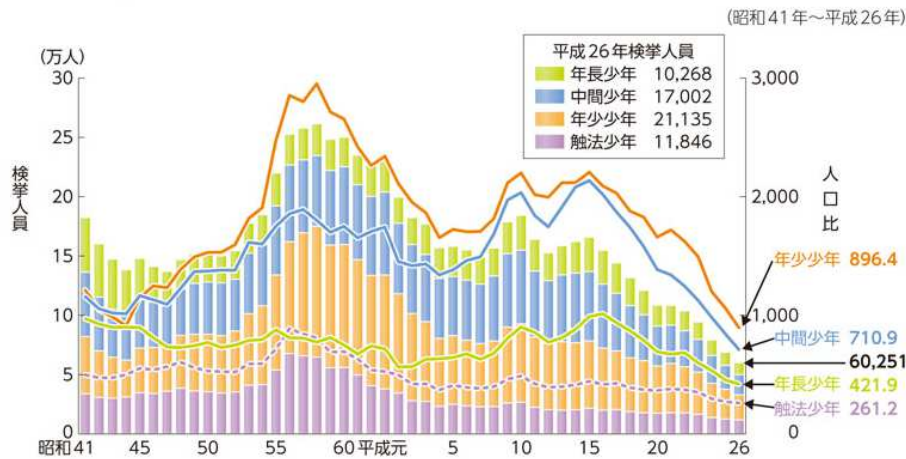
4 低年齢化はあるのか

(1) 一般刑法犯の年齢別人口比の推移

図5のように、年少少年（14歳と15歳）は以前より下がっているし、触法少年（14歳未満）も同様である。なお、下記図7、表1も参照のこと

図5 (犯罪白書 2015 年版 3-1-1-2 図)

3-1-1-2 図 少年による一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）



- 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 「触法少年」は、補導人員である。
4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

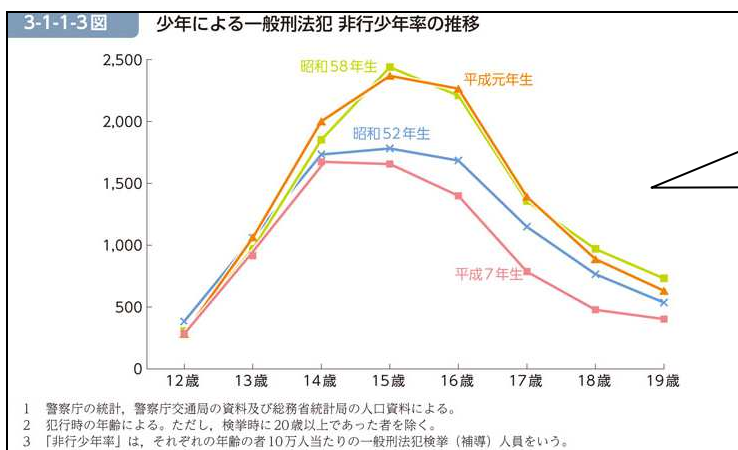
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 「触法少年」は、補導人員である。
4 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

(2) 非行のピーク

非行のピークは、以前は14歳だった。だが近年はそのピークがずれてきており、16歳がピークになったことがある。最近では15歳ないし16歳がピークだったが、最新データでは14歳（図6 犯罪白書 2015 年版 3-1-1-3 図）。1990年に入り、それまでトップだった中学生にかわり、高校生がトップに（犯罪白書 2015 年版の 3-1-1-5 図・・・図7）。その傾向は現在も同じだが、その後、中学生の増加、高校生の減少がみられるが、依然高校生がトップ（表1 ただし、これらには触法少年が入っていない）

だが、いつの時代でも16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている（図6）。

図6



- 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員をいう。

いつの時代でも、16歳をすぎると急激に非行から遠ざかっている

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2 年齢は犯行時であり、検挙時に20歳以上であった者を除く。
3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙（補導）人員をいう。

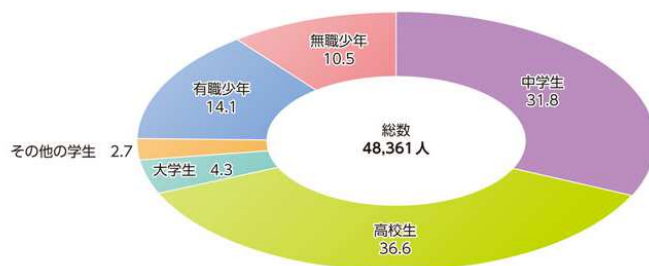
表 1

年	総数（人）	中学生（%）	高校生（%）	大学生（%）	その他の学生（%）	有職少年（%）	無職少年（%）
2005	123,715	27.8	43.3	4.6	3.4	9.1	11.9
2006	112,817	27.9	42.4	5.2	3.2	9.8	11.6
2007	103,224	29.6	41.4	5.2	2.8	10.2	11.0
2008	90,966	31.0	39.8	5.0	2.5	10.7	11.0
2009	90,282	33.2	38.6	4.8	2.2	9.2	11.9
2010	84,846	32.8	39.5	4.9	2.3	9.1	11.4
2011	77,696	33.1	39.0	4.7	2.3	9.5	11.4
2012	65,448	31.9	38.4	4.7	2.5	11.1	11.3
2013	56,469	32.7	37.2	4.2	2.3	12.3	11.2
2014	46,361	31.8	36.6	4.2	2.7	14.1	10.5

図 7

3-1-1-5 図 少年による一般刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比

(平成26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 検挙時に20歳以上であった者を除く。
 4 触法少年の補導人員を含まない。
 5 危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）を除く。

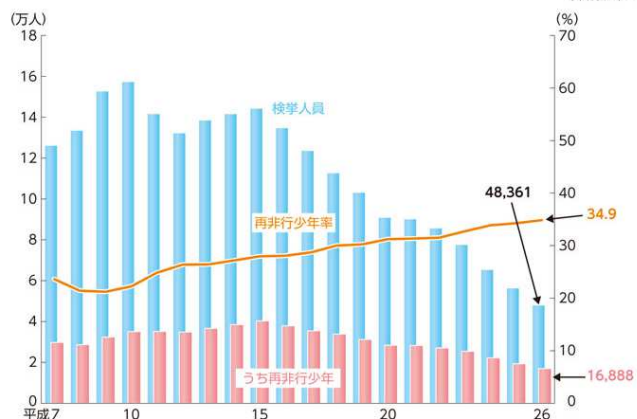
注. 表記暦年中、2010年以降は、「触法少年の補導人員を含まない」と注記されている。

5 再非行率は？

図 8 犯罪白書 2015 年版図 4-1-5-1 図より

4-1-5-1 図 少年の一般刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移

(平成7年～26年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 4 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であったものを除く。
 3 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の一般刑法犯における検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

再非行少年率とは検挙人員に占める再非行少年の人員の比率

・・2011年11月に「少年の再犯率が高くなっている」とセンセーショナルに報道されたが、少年全体における再犯率が高くなったのではない。図8のように検挙される少年の人員が全体に減少しているから再非行の少年の割合が増えているだけである。